

浜岡原子力発電所3号機 技術評価書に係わる立入検査について

平成 21 年 4 月 23 日

新しい検査制度(※1)を踏まえた電気事業法施行規則(※2)の一部改正に伴い、平成21年3月19日、3号機第16保全サイクル(第16回定期検査の開始日から第17回定期検査開始日の前日までの期間)の具体的な計画をとりまとめた保全計画(※3)を保安規程(※4)に追加し、経済産業大臣に届出を行いました。

また、定期検査毎に実施している主要な機器の点検期間について詳細に検討し、24ヶ月以内で実施できることを確認した技術評価書を保全計画の参考資料として添付しました。

(平成21年3月19日お知らせ済み)

このたび、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第68条第1項および電気事業法第107条第1項の規定に基づき、当社の評価内容に関して、技術評価に使用した過去の点検記録等を確認するとともに、その評価内容の適切性を確認するため、本日より、原子力安全・保安院および独立行政法人原子力安全基盤機構による立入検査が行われます。

【原子力安全・保安院および独立行政法人原子力安全基盤機構による立入検査の概要】

1. 実施期間

平成21年4月23日(木)～24日(金)

2. 検査内容

- ・技術評価に使用した過去の点検記録等(点検等の実施頻度の設定で考慮している科学的根拠)の確認
- ・原子炉を停止して実施すべき機器の点検期間設定に関する適切性の確認

※1 新しい検査制度とは、機器の運転データや点検データ等を活用して、それぞれの発電所(号機)毎の特性を踏まえて、運転中の機器の診断や、定期検査中の機器の点検内容や頻度について最適化を図る制度です。

同制度では、これまで一律13ヶ月以内と定められていた運転期間が、13ヶ月以内、18ヶ月以内、24ヶ月以内の3種類の期間から、号機毎に設定するようになります。

※2 電気事業法施行規則は電気事業法および施行令に基づき、電気工作物の工事、維持および運用などに関して定めた規則です。

※3 保全計画とは、次回の保全サイクルにおいて、定期検査時に行う機器の点検内容や頻度、ならびに定期検査終了後の、運転中の機器の診断などについて定めたもので、定期検査の開始前に事業者が作成し、保安規程に追加して、経済産業大臣へ届出を行います。

経済産業大臣は、保全計画が適切であることを確認するとともに、同計画に従って、保全活動が適切に行われていることを、定期検査中・運転中を通じて確認します。

※4 保安規程は、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、事業者が保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織毎に定め、国に届け出ているものです。

以上